

### <専用区画>

#### (第1回)

- 学校内学童では、日々教室が変わる場合があり、子供の環境がものすごく変わる。特に発達障害の子供は大変困る状況がある。
- タイムシェアを取り入れている学童クラブでは、子供が安定した生活ができない。
- 質の高いサービスという面で、広い環境で育成ができると良い。1.65㎡よりも広いスペースを確保している施設へのインセンティブがあると良い。
- その日ごとの子供のニーズに合わせて、子供が学童クラブでの過ごし方は選択できる条件の整備が必要である。

#### (第2回)

- 保育所の2歳以上の遊戯室は1.98㎡以上であることを踏まえ、身体の高い小学生が過ごすスペースとしては、専用区画を1.98㎡以上とすることが望ましい。
- 専用区画の子供1人当たり1.65㎡は圧倒的に狭い。また、タイムシェアでは、生活の場を保証できないため、固定した専用区画を確保する必要がある。

### <職員配置>

#### (第1回)

- 常勤職員がしっかりと子供を支援するということが基本である。
- 職員が継続的に子供たちに対応できるようにするためには、常勤職員の配置が重要である。常勤職員が継続的に勤務できれば、子供たちも同じ職員に安定的に長く対応してもらえるため、子供の最善の利益につながる。
- 子供を受け入れるためには準備が必要であり、そのような時間を勤務の中で確保する必要がある。そのためには常勤配置が必要である。
- 非常勤が多いことで先生が毎日異なり、子供は安定した生活ができない。

#### (第2回)

- 1支援の単位ごとの放課後児童支援員等を「3人以上」とし、子供のいる時間帯は常時2人以上が配置できる職員体制を確保することが望ましい。連絡帳の記載、電話対応などがある中、子供の声を聴きながら、子供一人一人の対応をするためには3人必要である。
- 公設公営だけで運営している自治体はほとんどなく、公設民営や民設民営を含め、1つの自治体の中で制度・仕組みを考える必要がある。例えば、公営の学童クラブや所管課が、民営の職員配置を支える仕組みや巡回等を行う仕組みを制度の中にも含めると質が担保される。
- 児童の規模や職員配置は、省令基準を上回るものを作る必要がある。
- 突発的な事故や職員の欠勤等を考えると、常時2人以上の担保という意味では、それを上回る配置は有効である。

# 専門委員会の主な発言要旨

## <児童の規模>

### (第1回)

- 大規模化すると、子供たちが、自分の過ごし方を見いだせなくなる。また、指導員との関係でいえば、子供たちから色々な要求があるが応えきれなくなる。一人一人を把握するため、40名以下が一つのラインである。
- 子供が安定した生活を送るためには、大規模化は避けるべきである。
- 支援の単位が形だけになっているところもある。書類上支援の単位として形を整っているが、実際は多い人数、多い職員が全体的な育成を行っているところがある。実際に支援の単位ごとにしっかりと運営されることが重要である。
- 支援の単位の規模は、運営指針や設備運営基準に則った概ね40人が妥当である。

### (第2回)

- 1支援当たりの人数が概ね40人以下とされているが、「概ね」を取って40人以下ということを提案したい。小学校のクラス編成も35人以下を目指しているため、40人以下ということが妥当である。
- 児童の規模や職員配置は、省令基準を上回るものを作る必要がある。(再掲)

## <障害児>

### (第1回)

- 発達障害の加配の考え方が区市町村によって異なるため、揃えていただけると助かる。
- 障害のある子供も含め同じ空間で過ごすことができることが非常に重要である。
- 障害のある子供の受け入れが増えている実情を踏まえ、職員配置はもちろんのこと、スペースや施設設備を確保することが課題である。

### (第2回)

- 障害のある子供も含め同じ空間で過ごすことも大事だが、一緒に過ごすことと個別に過ごすこととの、両方が保証される必要がある。子供同士の橋渡しをするためには、その子のことをちゃんと理解しようとしている大人の存在が必要である。

# 専門委員会の主な発言要旨

## <活動内容>

### (第1回)

- 生活の場である学童クラブを考えたときに、「自主性、社会性及び創造性を育む活動内容をどう考えるか」という課題設定をすると、こういうプログラムをすれば、こういう力が身につく、だからプログラムに補助をつけましょう、という形になってしまう。学童クラブの性質を考えたときに、この課題設定は適切ではない。
- 職員の配置や実施場所等の適切な環境条件が基盤にあって、その上に子供の自主性、社会性及び創造性が育まれる。
- 学童で過ごす時間は非常に長いので、何かプログラムを行うという選択肢があってもよいのではないか。学童クラブの実態として、何もさせてくれないというところもあるので、子供がやりたいことを選べるような仕組みがあってもよいのではないか。
- 子供発信のことが日常の中になる。その子供の発信を現場の指導員がしっかりと受け止めて、それをどう実現していくのかを一緒に考えて一緒に作り出すということが重要である。
- 子供が選べる、選択できるということが大変重要な環境条件である。多様な選択をできる環境を整備することが、子供の自主性や主体性を育むことにつながっていく。
- 子供の主体性や意見表明権が謳われる中、生活の場の中で、子供の意見を聞き取り、それを実現させていくサポート役に回ることで、自主性や社会性、創造性、またコミュニケーション力が育まれる。
- 適切に子供たちの自主性、社会性、創造性を育むサポートができる力量を備えた職員を養成、配置できるかということも課題として重要である。

### (第2回)

- 子供アンケートで「充実するとよいもの」という選択肢の中で、外国語や社会科見学などの記載があったが、生活の場としての活動と考えると違和感がある。アンケート結果では、職員との関係や応答性の部分も重要であるという結果があったので、そういった環境を考えなければならない。
- 「子供の意見を反映させた活動内容」については、生活の場ということを押さえた上で、子供の意見をどう日常の生活に反映をさせるのか考える必要がある。プログラムや特別なときだけ子供の意見を聞くということではなく、子供と現場の指導員との信頼関係が子供の安心感につながる。
- 遊びと生活の場である中の日常活動というところでは、「プログラム」ではなく「活動」という形で伝えた方がよい。日常活動の中で、子供の意見を活動内容につなげていくのがよい。
- 子供一人一人が主体的に活動できるようにする場が必要である。そのためには、意見箱の設置やこども会議などのアンケートの実施によって子供の意見を反映できる形が望ましい。生活の場の延長ということは当然であるが、それを押し付けすぎるのもよくない。
- 「プログラム」ということに固執しているが、選択肢としてあってもよい。生活の場としてゆっくり過ごす子もいれば、いろいろなことにチャレンジしてみたいという子もいる。選択肢を与えてあげることが重要である。

# 専門委員会の主な発言要旨

## <職員の確保・定着・育成>

### (第1回)

- 保育士や教員とは異なり、放課後児童支援員は認知度が低い。
- 職員の定着を期待するためには、職員の処遇は欠かせない。
- 支援員に求められるものが増えている。子供の対応だけでなく、保護者への対応も多々ある。このような点も処遇改善の中に入れてあげれば、定着、継続、育成につながる。
- 子供たちの対応をする時間の前後の準備の時間も、勤務として捉えることが支援の一つとなる。
- 例えば、午前中に学童クラブにおいて不登校児を受け入れることで、常勤職員を増やせるのではないか。不登校児を預かりするためには、当然専門性も必要となる。
- 子供の声をちゃんときくためには、一定の経験が必要である。日々の振り返りを行い、その振り返りを次の保育につなげていく必要がある。そのためにも、職員の定着、常勤の配置が大事である。
- 支援員は、子供や保護者との関係性を斜めの関係と表現される。斜めの関係を保持していくためには、一定の専門性が必要である。これは、職員の研修等で養成する必要がある。また、その経験を積み重ねていくためには、継続して働き続けられることが必須であり、処遇改善、研修の充実、常勤職員の雇用が必要である。
- 国も、処遇改善事業を実施しているが、区市町村の採択率が非常に低い。各基礎自治体にそれを採択してもらうのが非常に重要である。

### (第2回)

- 現任研修の体系に基づく計画的な受講と処遇改善をセットにしたキャリアアップシステムの構築が望ましい。
- 研修の時間を確保することが重要である。研修に出すためには人員の補充が必要である。
- 目の前にいる子供にどう寄り添うか、という視点で学びを深めるということが大事である。研修も大事であるが、それに加えて、保育実践を日々記録し、それを元にした打ち合わせや振り返りをする。その積み重ねが質の向上につながる。保育実践を支える取り組みを保証していくことも合わせて大事である。

# 専門委員会の主な発言要旨

## <保護者向けサービス>

### (第1回)

- 長期休業中の配食サービスの利用率は12%程度であったが、利用者からは好評であり、保護者がサービスを選択できる環境が重要である。
- 保護者と子供のニーズが対立する場合は、子供の意見・意向を優先し、そこに保護者のニーズをどのように組み込むかという方向で検討する必要がある。

### (第2回)

- 学校は夏休みがあるので、給食調理員はその期間働くことができない。給食調理員を活用した昼食提供が始まれば、学校もウイン、学童もウインで、働く人たちにとってもウインである。そのためには、教育委員会の協力、理解、意欲が必要である。
- アンケート結果では昼食提供のニーズが高く、助かる家庭もあるかもしれないが、「提供をします」という形だけで良いか疑問である。昼食提供には様々な課題があるため、現場の指導員と保護者との関係の中で、この問題をどういうふうにしていくのか考える必要がある。
- 19時以降のニーズについて、全体の7割は必要ないと言っている。また、必要があると言っている3割の中でも、どのくらい利用するのかと聞いたら、週一程度である。これをどのように解釈するのか吟味が必要である。

## <民間参入>

### (第1回)

- 民間を促進するのは良いが、価格競争を引き起こすのはよくない。区市町村の公募案件では、金額のみが提示され、常勤職員の配置も必要としないケースがあり、職員の継続性の観点など様々な点から問題がある。誰も得をしないスキームのため、民間促進の観点からは気をつけるべきである。
- 社会福祉法人や株式会社など、法人種別による差別化が起きないように制度設計をお願いしたい。

### (第2回)

- サービス内容等について、自由度を高めることが重要である。現在、自治体等の制限が非常に多い。当然、あってはならないようなことはしっかりと制限した上で、自由度を高めるところは高めるといような形にできれば、様々な企業の参入を期待できる。
- 保育所と同等に賃借料補助や開設準備金の充実も大事である。
- 実施主体として区市町村が負うべき責任があるが、何か問題が起きたときに区市町村によっては、運営主体の問題であるとし全く関わらないような事例がある。運営主体の自由度を高めると、今挙げた懸念に拍車を掛けていく恐れがある。

# 専門委員会の主な発言要旨

## <まとめ>

### (第2回)

- 全体を通して、1つは「選択」というキーワードがでた。選択の主体として子供、保護者、職員の3者がある。子供が放課後の自分自身の生活をどのように選択をし、主体的に生活をしていけるか。また、保護者の多様化しているニーズに対応して学童クラブが選択できる状態にあるのか。さらに、支援員の仕事が選ばれる職業になっているのかどうか。
- 2つ目が公的責任の担保である。学童クラブは根拠法令上は福祉である。福祉というのは、どのような家庭環境であってもどのような土地に生活していたとしても、同じ質と同じサービスが受けられるということを保証することである。それを総合的に「生活の場の保証」と言っている。このあたりの重要なキーワードを具体的な認証学童クラブの制度に落とし込む必要がある。